

垂水市子ども読書活動推進計画

【改訂版】



平成27年3月
垂水市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 基本的な考え方	2
第2章 子どもの読書活動推進のための具体的方策	3
I 家庭における子どもの読書活動の推進	3
II 地域における子どもの読書活動の推進	4
1 子どもの読書活動の推進における市立図書館の役割と取組	
2 子どもの読書活動の推進のための市立図書館の機能強化	
III 学校等における子どもの読書活動の推進	6
【幼稚園等】	
1 幼稚園や保育所における読書活動の推進方策	
2 子どもの読書活動推進のための幼稚園や保育所の機能強化	
【小・中学校】	
1 学校等における子どもの読書活動の推進方策	
2 学校図書館の機能強化	
IV 子どもの読書活動に関する広報・啓発の推進	10
1 「子ども読書の日」を中心とした取組	
2 学校、市立図書館、ボランティアグループ等における各種情報の収集・提供	
第3章 推進体制の整備	11
I 子どもの読書活動推進体制の整備	11
II 普及啓発の推進	11

はじめに

子どもの読書活動は、子どもたちが豊かな感性や情緒を育むとともに豊かな言語能力を育成する観点から欠くことができないものです。読書を通じて、読解力や創造力、思考力、表現力などを養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができます。また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的好奇心や探究心を育むことができます。

このため、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身につけていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら、自主的な読書活動を推進することが重要です。

しかし、携帯電話やパソコンの普及により学校年齢が進むにつれて、子どもの「読書離れ」「活字離れ」の傾向が進み、子ども自ら課題を見つけ、考え、判断する能力や表現力の低下、さらには学力への影響が懸念されます。

このような中、県では平成 25 年度 5 月に策定された国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第 3 次基本計画）」を基本とし、第 2 次計画期間の取組の成果と課題を踏まえて、子どもの読書活動が一層推進されるよう第 2 次「鹿児島県子ども活動推進計画」を改訂し、第 3 次計画を策定しました。

このような経緯のもと、本市においては、これまでの取組状況を踏まえながら、今後、将来の垂水市を担う子どもたちの一層の読書活動の充実と、家庭・地域・学校・市立図書館等が一体となって取り組む読書環境づくりを図るための指針として、「垂水市子ども読書活動推進計画」を改訂いたします。

第1章 基本的な考え方

子どもが、生涯にわたる読書習慣を身につけるためには、乳幼児期から読書に親しみ、子ども自身がその発達段階に応じて読書の楽しさを知ることができる、読書環境の整備に社会全体で取り組んでいくことが必要です。

そのため、市は県や国の基本方針及び垂水市教育振興基本計画を踏まえ、次の点を基本方針とします。

- 1 子ども読書活動について、市民の関心を高めるとともに、家庭・地域・学校が連携し、社会全体での取組の推進に努める。
- 2 子どもが読書に親しむ態度を育成するための取組や学校図書館、市立図書館等を活用した読書活動の推進に努める。
- 3 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努める。

この基本方針を具現化するために、市では次の4つの推進の柱を立てて計画を進めていくこととします。

- I 家庭における子ども読書活動の推進
- II 地域における子ども読書活動の推進
- III 学校等における子ども読書活動の推進
- IV 子ども読書活動に関する啓発・広報の推進

第2章 子どもの読書活動推進のための具体的方策

I 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣は、日常生活の中でいつも身近に1冊の本がある環境によって形成されるものです。読書が、生活の中に位置づけられ、継続して取り組まれるよう、保護者自身が積極的に読書に親しみ、子どもの成長にあわせて「読み聞かせ」や「語りかけ」を行うなど、家庭において子どもが読書と出会うきっかけを作るとともに、家族全員で本を読む習慣をもつことが必要です。そのためには、家族で好きな本を読み、読んだ本について話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すための働きかけを行い、子どもが発達段階に応じて本と巡り会い、読書の楽しさを知る機会をつくることが大切です。

1 家庭での実践

家庭での「親子20分読書」「家読（うちどく）」「朝読み・夕読み」等の実践を推進します。

2 家庭への支援

ア 子どもの発達段階に応じた、読書活動の在り方を考える講座への積極的参加を促進します。

イ 司書や読書グループによる読みきかせ等を積極的に支援し、家庭教育に関する学習機会を通じて、読書活動への理解と促進のための啓発活動にも努めます。

ウ 学校で行う家庭教育学級での読み聞かせ等、親子が読書活動を通してふれあう場への積極的参加を促進します。

エ 保護者に対し、乳児から絵本と出会う機会の提供と母性育成の観点から、ブックスタート事業^{*1}の導入を図ります。

*1 ブックスタート…… 乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本を手渡す活動。

II 地域における子どもの読書活動の推進

1 子どもの読書活動の推進における市立図書館の役割と取組

市立図書館は、子どもたちが読書の楽しみを知り、読書に親しむ契機となる場でもあり、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を担っています。保護者にとっては、子どもに読ませたい本を探したり、子どもの読書に関する情報を得る場でもあります。市立図書館においては、図書館資料等の充実を図るとともに、司書とボランティアの連携による館内・館外での多様な読書活動等により、その機能が十分に発揮されるよう努めることが重要です。

ア 児童図書収集・提供の充実

イ 子どもの読書活動を推進するための「読み聞かせ」「おはなしシアター」等の実施

ウ 読書グループ等関係団体や幼稚園、保育園、各学校と連携した、子どもの読書への興味を引き付ける様々な行事等への参加協力

エ 読書グループや幼稚園、保育園、各学校等への図書資料の貸出や移動図書館車による巡回貸出等、市全域へのサービス提供

オ 学校で実施される「朝の読書」や「読み聞かせ」等、読書推進活動への支援や積極的な資料・情報の提供

カ 関係機関との連携により、乳幼児健診時等に「読み聞かせ」を行い、親子の交流や仲間づくりの場として、本と親しむための情報提供及び啓発活動の実施

キ 図書館ボランティアの育成や「読み聞かせ」「おはなし出前講座」等の活動の実践推進



2 子どもの読書活動の推進のための市立図書館の機能強化

市立図書館においては、子どもの読書に必要な児童図書の収集・提供や図書資料・設備等の充実を図るとともに、司書をはじめとする職員の資質向上に努め、地域における子どもの読書活動を積極的に推進するこ

とが重要です。また、国や県の関係機関や市との関係機関と連携し、子どもの読書活動を地域ぐるみで支援できる仕組みを構築します。

(1) 住民サービスの向上

ア 子どもの読書活動を推進していくためには、子どもが興味・関心を高めるコーナーを充実させます。また、児童図書はもとより、各世代の必要課題や発達課題を把握し、県立図書館や他の公共図書館と相互貸借等を積極的に利用するなど、連携しながら計画的な図書資料の整備・充実に努めます。

イ 蔵書検索システムが構築されたことにより、家庭・学校から必要な資料の検索が可能になりました。さらに、県立図書館の横断検索システムの活用により、県内の公共図書館等の蔵書検索も可能となり、より多くの資料の中から求める資料の検索ができることから、今後も家庭・学校との連携を図る重要な手段として利用促進に努めます。

ウ 図書館職員並びに司書は、子どもの様々なニーズに応える資料を提供するとともに、読み聞かせやイベントの企画・実施、読書指導の知識や技術を身に付けることが求められています。子どもの読書活動を推進するためには、学校との連携・協力した取組が効果を上げていることから、極めて重要な役割を担っています。今後さらに、専門知識・技術を修得することができるよう研修の充実に努めます。

エ 移動図書館・配本によるサービスは、子どもの読書活動の推進に有効であり、市立図書館の重要な活動の一つであることから、移動図書館・配本における図書資料の整備充実に努めます。

(2) 障がいのある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

障がいのある子どもの読書活動を推進するため、点字資料等の収集を行い、さらに「鹿児島県視聴覚障害者情報センター」との連携を図り、相互貸借などによる資料の補充・整備に努めます。また、点字表示等の配慮や、市立図書館利用の際の介助、対面朗読等のサービスに努めます。

Ⅲ 学校等における子どもの読書活動の推進

【幼稚園等】

1 幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進方策

幼児期に読書の楽しさにふれさせ、豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚を養うようにすることが、その後の読書活動の基礎となります。そのため、教職員・保育士・保護者等が現在行っている幼児の読書活動をさらに充実させることが重要です。

ア 教職員や保育士だけでなく、親子読書会やボランティアグループ等による絵本の読み聞かせなど多様な読書活動の推進

イ 保護者に対する家庭での読み聞かせ等の意義や重要性の理解促進

2 子どもの読書活動の推進のための幼稚園や保育所の機能強化

ア 子どもが絵本に親しみ、安心して図書にふれることができるスペースを確保し、保護者やボランティア等外部人材の協力が得られるよう努めます。

イ 発達段階に応じた、図書選定の工夫が図られるよう図書館等の協力を得ながら連携に努めます。

ウ 読み聞かせ等に関する研修の機会を設け、教職員や保育士等の資質向上を図ります。

【小・中学校】

1 学校等における子どもの読書活動の推進方策

学校においては、これまでもすべての学習活動を通じて読書活動が推進されています。子どもの読書意欲を喚起し、読書習慣を育成するため、全教育活動を通じて読書活動をさらに充実させていくとともに、家庭や地域との連携を進めていくことも求められています。

(1) 子どもの読書習慣の確立、読書指導の充実

子どもが読書に親しみ、習慣化していくために、それぞれの学校の実態や子どもの発達段階に応じた取組を推進します。

ア 「朝の読書」活動の充実

イ 「子ども読書の日」に関する行事の取組

ウ 読書活動や学校図書館の利用を指導計画に位置付け、意図的・計画的な読書指導を推進します。

エ 読み聞かせやブックトーク、推薦図書の選定、推薦図書コーナーの設置等、児童生徒の実態に応じた多様な読書活動や個々に応じた本の紹介を行います。

(2) 家庭、地域との連携による読書活動の推進

読書活動を家庭や地域に広げていくために、家庭への啓発や地域との連携を図り、家庭・地域・学校が一体となった読書活動を推進します。

ア 親子読書にふさわしい本や家庭でできる読書推進策の紹介・普及に努めます。

イ 読書の意義や家庭における読書環境等について、家庭へ啓発します。

ウ 親子読書や朝読み、夕読みの取組を支援します。

エ 市立図書館の機能を活用した利用促進に努めます。

オ 親子読書会や読書グループ、図書館ボランティアグループや市立図書館司書を活用した多様な読書活動を推進します。



(3) 教職員の意識高揚

読書指導を充実するためには、教職員自身が読書に親しむことが重要であるとともに、国語科のみならず、全教育活動をとおした読書指導の重要性を理解することが求められます。

そのため、学校図書館の活用や読書指導の在り方について、全教職員の意識の高揚を図ることが重要です。

ア 読書指導の研究校や家庭・地域との連携実践校の事例を紹介し

ます。

イ 司書教諭や司書・司書補等と連携を図り、全校態勢による読書指導の推進及び県内の先進事例や実践例を紹介します。

ウ 読書指導担当者等の連絡部会や研修会を充実させるとともに、内容の充実に努めます。

(4) 障がいのある子どもの読書活動推進

障がいのある子どもが豊かな読書活動が行えるよう、読書活動支援を推進します。

ア 障がいの種類や程度に応じた図書の選定や環境を工夫し、視聴覚機器等を活用した実践例を紹介します。

イ 障がいのある子どもへの読書指導に関する資料や情報収集・提供を促進します。

ウ 点字図書や点字図書館等の点字データの相互利用を促進します。

2 学校図書館の機能強化

学校図書館は、読書センターとしての機能と学習情報センターとしての機能をもつ学校教育に欠くことのできない重要な施設であり、様々な学習活動を支援する機能を果たすことが求められます。また、図書資料に関して、市立図書館の活用や他学校図書館と情報の交換を行うなど、連携・協力も重要です。

(1) 学校図書館の資料等読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

ア 児童生徒の読書活動を推進し、多様な興味・関心に応える図書を充実させるために、学校図書館図書資料の計画的な整備が図られるよう努めます。

イ 各学校における多様な読書活動の推進が図られるよう、学校図書館の施設や環境設営の工夫、学級における読書環境の整備・充実に努めます。

ウ 学校図書館の蔵書管理システムの充実に努めるとともに、インタ

ーネットを利用して、市内の学校図書館や市立図書館との情報の共有化など連携を図ります。

エ 学校図書館の運営に当っては、校長のリーダーシップのもと、司書教諭や司書・司書補等が中心となり、全職員が連携・協力して運営し、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要です。そのため、次のようなことに努めます。

- ・学校図書館の円滑な運営を進める校内組織の確立
- ・推進委員会等、校内の連携及び提案・推進を具現化する体制の確立
- ・学校図書館活用に関する研修への職員の積極的参加
- ・図書館支援ボランティアの活用

オ 地域の実態に応じて、学校運営上支障のない範囲で、学校図書館を地域に開かれたものにするよう配慮することも考えられます。

- ・平日における学校図書館の開放の推進
- ・長期休業期間等におけるボランティア等の協力による開放の促進

(2) 市立図書館や他校の学校図書館との連携・協力

ア 市立図書館は、学校図書館にはない多様な蔵書を持ち、図書についての専門的スキルを有した職員が配置されていることから、児童生徒の読書活動や調べ学習の充実のためにも連携を図る必要があります。

- ・市立図書館からの団体貸出や図書館職員の積極的な活用

イ 自校にない図書や複数の同一図書、調べ学習において多様な図書資料が必要な場合等、市立図書館及び近隣の学校図書館と協力し合うことが有効です。

- ・図書等資料の相互貸借

IV 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

子どもの主体的な読書活動を推進するために、子どもの読書活動の意義や重要性について、市民の間に広く理解と関心を深め、「子ども読書の日」*2をはじめとする読書週間等におけるイベントを開催するなど、読書活動を推進する社会的気運の醸成を図ることが大切です。

1 「子ども読書の日」を中心とした取組

「子ども読書の日」（4月23日）は、国民が子どもの読書活動に関心と理解を深め、子どもの読書意欲を高めるために設けられたものです。

そこで、学校・幼稚園・保育所・市立図書館等においては、「子ども読書の日」の趣旨を踏まえ、それぞれ創意工夫した取組を行います。

また、鹿児島県図書館協会提唱の「毎月23日は子どもといっしょに読書の日」*3に合わせた取組を実施するなどして、年間を通して子どもと大人が共に地域全体で読書活動を推進する気運を一層高めていくように努めます。

2 学校、市立図書館、ボランティアグループ等における各種情報の収集・提供

子どもの読書活動を進めるためには、学校、市立図書館、ボランティアグループ等において各種情報を収集し、家庭・地域・学校へ提供して、啓発・広報することが重要です。

そこで、市や教育委員会のホームページ等を活用し、子どもの読書活動の実態や、学校・市立図書館・ボランティアグループ等における様々な取組等を広く提供しながら、市の広報誌、チラシ、読み聞かせ等による実演等様々な方法を利用して各種情報の収集・提供に努めます。

*2 「子ども読書の日」……「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき制定され、国や地方公共団体に対し、子どもが本と出会うための事業を実施するよう求めている。

*3 「毎月23日は子どもといっしょに読書の日」……平成15年度鹿児島県図書館協会が提唱。全国で取り組まれる「子ども読書の日（4月23日）だけでなく、毎月23日に本県独自に取組を推進するもの

第3章 推進体制の整備

I 子どもの読書活動推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、県・近隣市町・関係機関等との相互連携を図り、子どもの読書環境の整備・充実に努めます。

本市においては、学校、図書館協議会や図書館関係者はもとより、家庭や地域へ「垂水市子ども読書活動推進計画」の趣旨等の理解を促し、推進体制の整備を図ります。

II 普及啓発の推進

小学生の図書館見学や中学生の職場体験、高校生のインターンシップの積極的な受け入れを通じて、図書館の活用方法や読書について啓発します。

また、市や学校等の関係機関において、ホームページや各種広報紙等で子どもの読書活動推進に関する様々な情報発信に努め、「こどもの読書週間」や「毎月23日は子どもといっしょに読書の日」、秋の「読書週間」に合わせた様々な行事など内容充実に努めます。

本市では、各関係機関がそれぞれの役割に応じて子ども読書活動の充実に向けて取り組むとともに、子ども読書に関わる様々な情報を発信しながら、「家庭」や「地域」の読書活動を支援します。